

[船橋市西浦資源リサイクル施設]
(家庭系)

受付番号	計量票回数	受付時間
		:

[不燃ごみのみ ・ 二度計量]

船橋市廃棄物搬入許可申請書(臨時用)

令和 年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住 所 船橋市

氏 名

電話番号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

排出場所 申請者住所と異なる 場合のみ記入	住所 船橋市	
	名称	
搬入車両の登録番号	船橋・習志野 () その他 ()	
搬入量	【施設記入欄】 kg	
しみの内容	粗大ごみ(有料)	
	電気・ガス 石油器具	アンテナ、映像・音響機器(単体のもの。ラジカセ・ビデオデッキ・CDプレーヤー等)、加湿器、ガスコンロ、照明器具、食器乾燥機、扇風機、ストーブ(ファンヒーター、オイルヒーター含む)、調理機器、電気こたつ、電子レンジ、プリンター、ホットカーペット、ミシン、その他()
	家具・寝具 建具	衣類箱(カラーボックス、茶箱等)、いす、カーテンレール 座布団(クッション大含む)、敷物(カーペット、じゅうたん等)、 収納家具(タンス、棚、鏡台、テレビ台等)、ソファ、建具(障子、 網戸、ふすま雨戸、サッシ等)、テーブル、ドア、布団、ブラインド、 ベッド(スプリングマットは除く)、その他()
	趣味・スホ ツ、レジャー	ギター、クーラーボックス、ゴルフクラブ・バッグ、キャンプ用品 スキー板(ストックを含む) その他()
	その他	ベビーカー、枝木又は丸太、自転車(1輪車、3輪車含む)、スーツケース、水槽、 タイヤチェーン、チャイルドシート、漬け物石、トタン板又は波板、パイプ又はポー ル、ベニヤ板、ベビーバス、ヘルスメーター、モーター、物干し竿、物干し台 その他()
不燃ごみ (無料)	陶器類(茶わん・皿・植木鉢)、ガラス類(割れピン・板ガラス・コップ・花瓶・鏡な ど)、傘、玩具(金属を含むもの)、体温計、刃物類 小型家電製品(ドライヤー・ラジオ・アイロン・電気コード類)、 <u>蛍光管・乾電池(不 燃ごみと分別)</u> 、その他()	

備 考

- 1 受入基準に適合していないことが判明した際には、受付後でも廃棄物の搬入を拒否します。
- 2 申請書に記載された個人情報、受入基準の確認以外には使用いたしません。